

〈研究論文〉

ベルギーにおける幼児教育の義務化

— 2019年法の立法者意思の検討 —

藤 井 穂 高

ベルギーにおける幼児教育の義務化

—— 2019年法の立法者意思の検討 ——

藤井穂高

はじめに

ベルギーでは、2020年から義務教育の開始年齢が従来の6歳から5歳に引き下げられた。これは、2019年3月23日付の「5歳からの義務教育を実施するために義務教育に関する1983年6月29日付法律を改正する法律」(以下、「2019年法」と略記)の施行に伴うものである。ベルギーでも初等学校の入学年齢は6歳であるから、就学前の1年間が義務教育の期間に含まれることになる。なお、後述の通り、ベルギーでは3つの共同体がそれぞれ教育を所管しており、各共同体における幼児教育機関は、フランドレン共同体では幼児学校(kleuterschool)、フランス語共同体では保育学校(école maternelle)、ドイツ語共同体では幼稚園(kindergarten)と呼ばれている。

幼児教育・保育の義務化は、幼児教育の保障形態としては最も厳格なものと言えるが、ヨーロッパ諸国では少なくない国々で実施されている。欧州委員会のデータによると、44の国・地域のうち、幼児教育の段階(ISCED level 0)において、3歳から義務教育が始まる国は2カ国、4歳からが4カ国、5歳からが6カ国、6歳からは4カ国となっている(European Commission/EACEA/Eurydice2019:6)。これに6歳未満から初等教育(ISCED level 1)が始まる国・地域(7カ国)を合わせると、約半数の国・地域において義務化がすでに実施されていることになる。

ベルギーの幼児教育段階の就学率は3歳から5歳でほぼ100%であり、世界の中でも最も高

い国の一つである(OECD 2017:128-129)。ところがその義務化については、同じくフランス語を公用語(の一つ)とする諸国で見ても、ルクセンブルクでは1992年に4歳からの就学義務を、スイスでは2007年に同じく4歳からの義務教育を、フランスでは2019年に3歳からの義務教育を実現しており⁽¹⁾、ベルギーのそれは、慎重な、見方によっては「臆病な」⁽²⁾施策のようにも映る。そこで本論では、この度の法改正の審議過程を振り返り、幼児教育の義務化がなぜ5歳からなのか、という問いに答えることを課題とする。

先行研究について見ると、わが国では、ベルギーの幼児教育について小野(2009, 2010, 2011)の一連の研究が、またカリキュラムの特徴については泉・三ッ石(2007)、ヴァンデンブロック(2016)、吉永(2018)などがある。一方、教育の背景となる政治的社会的状況については、津田他(2018)、正躰(2009)、松尾(2010)、三竹(1995)、渡辺(2008)など少なからぬ研究の蓄積がある。一方、ベルギーにおいては、幼児教育の義務化をめぐり、Dautrebande(2008)、Gautier et Hullebroeck(2015)、Van Laere(2017)などの先行研究がある。ただし、日本においてもベルギーにおいても、この度の5歳からの義務教育に係る法律の審議過程からその立法者意思を明らかにしたものは管見の限り見当たらない。

本論では、まず、ベルギーの連邦制と憲法の教育条項を確認するとともに、各共同体の教育制度と義務教育法制を簡単に整理しておく。いずれも議論の前提となるためである。次に、審議過程を丁寧にとどり、各法案の立法者意思と

その根拠を検討する。また、今回の改正では5歳からの義務教育に留められたものの、審議の過程において、さらには法律制定後にもさらなる義務教育開始年齢の引き下げの法案が出されていることから、3歳からの義務教育についても触れておきたい。

1. ベルギーの連邦制と憲法の教育条項

(1) 連邦制と「柱状化社会」

ベルギーは、その歴史的経緯により、1830年の建国以来、国の北側に位置しオランダ語圏であるフランデレンと呼ばれる地域と、南側に位置しフランス語圏であるワロンと呼ばれる地域からなり、これに第一次大戦後のヴェルサイユ講和条約によりドイツ領の一部が割譲され、人口の1%程度ではあるもののドイツ語地域が含まれている。戦後、1960年代にはフランデレンとワロンとの間の緊張関係が高まり、1970年の憲法改正を手始めとして、国家再編が開始される(三竹 1995: 114)。そして1993年の憲法改正により、ベルギーは連邦制に移行する。この連邦制には、連邦政府、「地域」政府(フランデレン地域、ワロン地域、ブリュッセル首都圏地域)、「共同体」政府(フランデレン共同体、フランス語共同体、ドイツ語共同体)の3つのレベルが存在し、地理的領域性に基づく「地域」と個人の言語・文化的権利を保障する非領域的概念の「共同体」という「二元的」性格が、ベルギー連邦制の最大の特徴と指摘される(正躰 2009: 174)。このため、政党もフランデレンとワロンに分かれている。たとえば、同じ社会党であっても、フランデレンの社会党連合(sp.a)とワロンの社会党(PS)といった具合である。

また、ベルギーは「柱状化社会」と呼ばれることでも知られている。「柱」とは、宗教・経済をめぐる世界観の違いを基礎とした部分社会を意味し、19世紀以来、カトリック、自由民主主義、社会(民主)主義の3つの柱から構成され、教会、学校、労働組合といった様々な団体を含むものである(作内 2018)。国会内の政党もこの3つの柱ごとに分かれており、近年で

は各地域の利害を優先する地域政党も台頭し、一層複雑化している。

(2) 憲法の教育条項⁽³⁾

ベルギー憲法では、第24条が教育条項に当たすが、特徴的なことは、まず最初に、「教育は自由である」と宣言されていることである。続けて、「共同体は親の自由な選択を確保する」と明記されている。また、共同体は中立な教育を保障するとともに、公立学校においては、義務教育の終了まで、公認の宗教教育と無宗派の道徳教育の選択を提供することも定められている(第1項)。一方、すべての者は、自由と基本権の尊重のもと、教育への権利を有すること、義務教育の終了まで教育は無償であることも明記されている(第3項)。

次に、共同体の管轄権については、第127条において、フランデレン共同体議会及びフランス語共同体議会は文化及び教育について、共同体法により定めると規定されている。すなわち、各共同体内の文化、教育に係る事項は各共同体に権限がある。ところが、教育については、「但し、以下のものは除く」との但し書きがあり、そのうちの1つが「義務教育の始期及び終期の決定」である。つまり、義務教育の在り方も含めた教育全般は各共同体の管轄であるが、本論の検討対象である「義務教育の始期」については連邦の管轄であり、その改正は連邦の立法府の判断によることになる。

2. 教育制度と義務教育法制

(1) 教育制度と教育課題

ベルギーの学校体系については、文部科学省(2017: 270-273)でも紹介されている。2歳半から5歳までが幼児教育、6歳から6年間は初等教育であり、修了時に「初等教育修了資格」が与えられる。その後の6年間は中等教育であるが、中等学校は2年ごとの3つの課程に分かれており、最初の2年間の課程を終えると、普通、技術、芸術、職業の4コースに分岐する。また、2年ごとに第1期修了資格、第2期修了資格を取得する必要がある、最終的に中等教育

修了資格を得て、大学に進学することになる。ただし、大学に進学できるのは4コースのうち、普通、技術、芸術の3コースであり、職業コースでは学校外の職業資格取得試験を受け職業資格を得ることになる。また、中等学校の最初の2年間を終えた後、定時制の職業プログラムを提供する中等職業教育センターで教育を受ける者もいる。なお、フランデレンでは、上記の初等教育修了資格を得られなかった生徒は、中等学校の入学時から一般の課程とは異なる課程に進むことになるなど (Nusche et al. 2015 : 32-33)、系統性の強い学校体系と言える。

欧州委員会の国別報告書によると、PISA (2018) では、読解力、数学的リテラシー、科学的リテラシーのいずれにおいてもベルギーはEUの平均を上回っているが、社会経済的背景において恵まれている者と恵まれていない者の得点差がEU諸国の中で最も大きく、学校間の得点の差もEU諸国の中で最も大きい国の一つである。さらに、早期離学者の割合は8.6%でありEU平均の10.6%を下回るものの、EU諸国の中で落第との関連が最も強いことも指摘されている (European Commission 2020 : 40-41)。ヨーロッパ諸国では落第制度のある国が少なくないが、ベルギーは中でも落第が多い国として知られる。2009年の調査になるが15歳の生徒で落第の経験のある者は、フランデレン共同体で34%、フランス語共同体では46%に上り、ヨーロッパの中で最も高い数値となっている (Service de la Recherche du Secrétaire général 2013 : 3)。

(2) 義務教育法制

義務教育の骨格については、1993年の連邦制への移行の前、すなわち、「義務教育に関する1983年6月29日付法律」に定められている。連邦制移行後は、各共同体において、同法に基づき、法令が定められている。ここではフランス語共同体における義務教育制度を確認しておきたい⁽⁴⁾。フランス語共同体の義務教育制度については、2021年7月6日付通達第8183号に整理されている。

これまでは初等教育と中等教育の計12年、年齢で言うと6歳から18歳までが義務教育の期間であった。ただし16歳から18歳までは定時制の職業教育機関に通うパートタイム就学も認められている。そして、本稿の対象となる2019年法により、義務教育の期間は5歳からの13年間に延長されている。

ベルギーはわが国のような就学義務制ではなく、教育義務制であるため、家庭における義務教育の履行も認められる⁽⁵⁾。学校に通う場合も日本のように教育委員会が学校を指定するわけではなく、親が憲法に明記されている学校選択の自由を行使したうえで、その子を特定の学校に登録する。一方、家庭における義務教育の履行を選択する場合、親はその旨の申請を義務教育局総務・家庭教育課に提出するとともに、学習水準の監督と学力を証明する試験を受験させるという2つの責任を負うことになる。

3. 2019年法の審議過程に見る立法者意思

2019年法は「義務教育に関する1983年6月29日付法律」の一部を改正するもので、義務教育の期間を「12年」から「13年」に代えるとともにその開始年齢を「6歳」から「5歳」に代えること (第2条)、及び施行日を2020年9月1日とすること (第3条)のみを定めた全3条からなる小さな法律である⁽⁶⁾。

(1) 義務化に至る前史

同法の成立は2019年であるが、連邦議会に最初に法案が提出されたのは2004年であり、義務化の議論自体はさらにさかのぼることができる。ここではその前史について簡単に触れておきたい。

まず、フランス語共同体では、2002年にNollet教育相が5歳からの義務化に前向きに取り組むと表明し、そのためにルーヴァン・カトリック大学 (UCL) に調査を依頼した。その調査結果 (Mangez, Joseph et Delvaux 2002) が各法案の趣旨説明においてしばしば参照されることになる。2008年にはLeterme内閣として義務教育を5歳に引き下げることが合意し、

その後、連邦議会に法案が提出されている (Dautrebande 2008 : 3)。それが 2019 年法の元になるものである。

一方、フランデレン共同体では、1998 年と翌年に フラームス・自由民主党の Vanderpoorten が移民の子どもの教育環境改善の一環として義務教育の引き下げを求めたものの、議会での賛同は得られず、その後、親の教育関心を高める誘導策を重視する政策がとられた。その結果として、2015 年の段階で、幼児学校の就学率は 5 歳で 99 %、2 歳半でも 82 % に上るなどの成果が得られている (Van Laere 2017 : 36-43)。

2014 年の総選挙の際の各党の公約を見ると、フランデレン共同体では、フラームス・自由民主党 (Open VLD)、エコロジー政党であるグローエン (Groen)、地域政党の新フラームス同盟 (NVA) が 5 歳からの義務教育を支持し、ベルギー労働者党 (PVDA) のみが 3 歳からの義務教育を提案している。社会党連合 (sp.a) は義務化を優先事項に入れていない。これらに対し、中道右派のフラームス・キリスト教民主主義 (CD&V) のみが義務化ではなく誘導策 (当時のフランデレン共同体の施策でもある) を主張している。一方、フランス語共同体において、すべての政党が義務教育の開始年齢の引き下げに賛成していた (Gautier et Hullebroeck 2015 : 76-77)。

(2) 審議過程

法案の内容の検討に入る前に、その審議過程を整理しておきたい。というのも、連邦議会には様々な政党から繰り返し同様の法案が提出されているからである。下院議会のウェブサイトにあるデータベース⁽⁷⁾を利用して「義務教育」(obligation scolaire) で法案を検索してみると、次の表 1 の通り 20 件が該当する (表には、一番左の列に、便宜上番号を付している)。

このうち番号 1 の 1993 年の法案は義務教育の終期 (18 歳) に係る改正を提案するものであり、幼児教育の義務化にかかわるものではない。これを除く、19 の法案はすべてが幼児教育の義務化に係るものである。この結果は、連

邦議会において、過去 20 年近くの間、義務教育の問題として議題に上がってきたのは幼児教育の義務化のみであることも意味している。

最も早いものは法案 2 の 2004 年であり、2007 年から翌年にかけて 3 件、2010 年から翌年では 4 件の法案が提出されている。表 1 には各法案の提出年月日とともに失効日を明記しているが、そこからは、審議されずに失効日を迎え、改めて同様の法案が提出されたことがわかる⁽⁸⁾。

このうち議会での審議の対象となったのは、2014 年の番号 12 (法案番号 54K0051) の法案である。その審議過程において、コンセイユ・デタの意見書が出されるが、番号 12 から 16 までの 5 件の法案が一括して対象とされており、また、下院の教育等委員会⁽⁹⁾の報告書では、番号 12 から 17 までの 6 件の法案が一括して審議されている。

上述の通り法案の中には実質的に再提出されたものが少なからず含まれており、各法案の関係を整理すると、番号 2 → 4 → 9 → 16、番号 3 → 5 → 8 → 14、番号 6 → 7 → 12、番号 10 → 16、番号 11 → 13 となる。審議過程では番号 12 が中心となったが、12 から 17 までの 6 件が一括で審議されており、実質的にすべての法案が審議対象となっていることがわかる。

番号 12 の法案を軸として、一括審議された法案も含めた審議過程を整理すると次の表 2 の通りである。

人道的民主センター (cdH) の C. Fonck により法案 12 が提出されたのは 2014 年 7 月であるが、同年 8 月にはフランス語民主戦線 (FDF) から、翌年の 5 月には社会党 (PS)、グローエン (Groen)、フラームス・自由民主党 (VLD) と改革運動 (MR) の議員から立て続けに法案が提出されるものの、下院の教育等委員会が開かれるのは 2 年半後の 2017 年 10 月のことである。その後、法案についてコンセイユ・デタの意見を求めることとなり、同意見が提出されるのは翌 2018 年 5 月である。翌 2019 年に入り、2 月に改正案が提出され、3 月に教育等委員会の報告書がまとまり、3 月 14 日の本会議において審議、可決・成立している⁽¹⁰⁾。

表1 「義務教育」改正法案一覧

番号	提出日 (失効日)	法 案 名	提出者 所属政党	法案番号
1	1993.3.3.	義務教育に関する 1983 年 6 月 29 日付法律を改正する法案	CVP	48K0926
2	2004.1.7. (2007.5.2.)	5 歳からの義務教育を実施するために義務教育に関する 1983 年 6 月 29 日付法律を改正する法案	MR	51K0654
3	2004.2.16. (2007.5.2.)	義務教育の開始に関して義務教育に関する 1983 年 6 月 29 日付法律を改正する法案	sp.a+PS+VLD	51K0814
4	2007.10.18. (2010.5.7.)	5 歳からの義務教育を実施するために義務教育に関する 1983 年 6 月 29 日付法律を改正する法案	MR	52K0237
5	2007.11.20 (2010.5.7.)	義務教育の開始に関して義務教育に関する 1983 年 6 月 29 日付法律を改正する法案	PS	52K0396
6	2008.3.7. (2010.5.7.)	5 歳からの義務教育を実施するために義務教育に関する 1983 年 6 月 29 日付法律を改正する法案	cdH	52K0945
7	2010.9.10. (2014.4.28.)	5 歳からの義務教育を実施するために義務教育に関する 1983 年 6 月 29 日付法律を改正する法案	cdH	53K0137
8	2010.9.29. (2014.4.28.)	義務教育の開始に関して義務教育に関する 1983 年 6 月 29 日付法律を改正する法案	PS	53K0220
9	2010.12.1. (2014.4.28.)	5 歳からの義務教育を実施するために義務教育に関する 1983 年 6 月 29 日付法律を改正する法案	MR	53K0748
10	2011.2.25. (2014.4.28.)	義務教育に関する 1983 年 6 月 29 日付法律を改正する法案	Open Vld	53K1260
11	2013.5.27. (2014.4.28.)	1983 年 6 月 29 日付法律を改正し、義務教育の開始年齢を引き下げる法案	FDF	53K2834
12	2014.7.9.	5 歳からの義務教育を実施するために義務教育に関する 1983 年 6 月 29 日付法律を改正する法案	cdH	54K0051
13	2014.8.26.	1983 年 6 月 29 日付法律を改正し、義務教育の開始年齢を引き下げる法案	FDF	54K0150
14	2015.5.4.	義務教育の開始に関して義務教育に関する 1983 年 6 月 29 日付法律を改正する法案	PS	54K1061
15	2015.5.7.	1983 年 6 月 29 日付法律を改正し、義務教育の開始年齢を 5 歳に引き下げる法案	Groen	54K1075
16	2015.5.12.	5 歳からの義務教育を実施するために義務教育に関する 1983 年 6 月 29 日付法律を改正する法案	Open Vld+MR	54K1086
17	2018.10.18	1983 年 6 月 29 日付法律を改正し、義務教育の開始年齢を 3 歳に引き下げる法案	sp.a	54K3334
18	2019.9.5.	義務教育の開始年齢を 3 歳に引き下げるために義務教育に関する 1983 年 6 月 29 日付法律を改正する法案	PS	55K0261
19	2019.9.9.	3 歳からの義務教育を実施するために義務教育に関する 1983 年 6 月 29 日付法律を改正する法案	DéFI	55K0286
20	2020.6.4.	1983 年 6 月 29 日付法律を改正し、義務教育の開始年齢を 3 歳と定めることを目的とする法案	sp.a	55K1318

最初の法案が提出されたのが 2004 年であるから、そこから 15 年、審議の対象となった法案が提出されたのが 2014 年であるから、そこからも 5 年の歳月を要したことになる⁽¹¹⁾。

(3) 法案の内容とその趣旨

本論の主な検討課題である法律の立法者意思について検討したい。ここでの検討の素材は一

括審議の対象となった 6 件の法案（番号 12～17）に絞り、このうち番号 13 及び 17 は 3 歳からの義務化を求めるものであるため、その検討は次の章に回すこととしたい。

まず、審議過程の柱となった番号 12 の法案の趣旨説明書を検討し、次に、その他の 3 件（番号 14, 15, 16）の法案の趣旨説明書の特徴を明らかにする。その後、コンセイユ・デタの意

表2 2019年法に係る法案の審議過程一覧

	法案12	法案13～16	法案17
2014年	・7月9日 法案(0051/001) 提出者:C. Fonck (cdH)	・8月26日 法案(0150/001) 提出者:O. Maingain et V. Caprasse (FDF)	
2015年		・5月4日 法案(1061/001) 提出者:K. Lalieux 他5名(PS) ・5月7日 法案(1075/001) 提出者:M. Cheron 他3名 (Ecole-Groen) ・5月12日 法案(1086/001) 提出者:P. Dewael (Open Vld) 他8名(うち同政党3名, MR5名)	
2016年			
2017年	・10月24日 教育等委員会審議	・4月27日 提出者の追加のみ(1075/002) ・5月2日 提出者の追加のみ(1075/003) ・10月24日 提出者による改正案(1061/002)	
2018年	・5月17日 4月30日付コンセイユ・データの意見(0051/002) ・5月23日 教育等委員会審議	・5月17日 4月30日付コンセイユ・データの意見(0150/002, 1061/003, 1075/004, 1086/002)	・10月18日 法案(3334/001) 提出者:Meryame Kitir (sp.a) 他2名(同政党)
2019年	・1月22日 教育等委員会審議 ・2月13日 改正案(0051/003) 提案者:F. Wilrycx (Open Vld), I. Galant (MR), N. Lijnen (Open Vld), G. Smaers (CD&V), B. Friart (MR), C. Fonck (cdH) ・2月19日 改正案(0051/004) Youro Casier (sp.a) ・2月19日 教育等委員会審議 ・3月11日 経済・文教等委員会報告書(0051/005) ・3月11日 委員会により採択された法案(0051/006) ・3月14日 本議会審議 本会議に提出された改正案(0051/007) ・3月14日 可決成立 本会議で採択された法案(0051/008)	・3月13日 教育等委員会報告書(0150/003, 1061/004, 1075/005, 1086/003)	・3月13日 教育等委員会報告書(3334/003)

見書、教育等委員会の報告書を検討し、最後に本会議での審議を見ておきたい。

(a) 番号12の法案の趣旨説明書

番号12の法案は人道的民主センター(cdH)のC. Fonckにより提案されたものである。cdHはワロンのカトリック系政党である。そ

の趣旨説明書(0051/001)の冒頭でFonckは「社会的不平等との闘いは民主的な国家にとって優先事項である」と宣言するとともに、「社会的不平等は出生から始まっている」との問題認識を示す。ルーヴァン・カトリック大学(UCL)の研究(Mangez, Joseph et Delvaux 2002)を参照し、社会的に恵まれない家庭に

育った子どもは、恵まれた家庭に育った子どもに比べて、初等学校の第1学年から学業の遅滞がみられるとし、格差（discrimination）との闘いのための最良の方法は機会の均等であると述べている。その上で Dautrebande（2008）を参照し、早くから保育学校に通った子どもたちには、知的な面でも社会情動的な面でも確実な成果を示しており、それが学業成功の機会を高めているとし、義務教育の年齢を引き下げることが妥当な手段であるとの結論に至っている。

さらに5歳の選択理由としては次の4点を挙げている。

- ・すべての子どもたちは、初等学校に通い始める前に、家庭環境とは異なる社会環境に統合され、学校環境に親しむ1年の期間を得ることができる。
- ・学校の教職員と家族の協同関係を深める。
- ・保育学校での基礎、すなわち、基礎教育での基礎（それはまた中等教育での成功に資するものである）を強化することにより、子どもの就学期間の全体の成功を促す。多くの青少年が無資格のまま中等教育を離学することは一人ひとりの子どもにとって悲劇であり、雇用市場にとって惨事である。
- ・学習期全体に義務教育を拡大することにより、5-8期（5歳から8歳までの学習期）の一貫性を確かなものとする。

また、5歳であれば学校のリズムに身体的に適應することが可能であり、就学開始年齢を5歳とする国も多い、としてその現実性についても言及している。

(b) その他の3件の法案の趣旨説明書

次に、法案12と一括審議された5件の法案のうち、3歳からの義務化を求める番号13と17を除く、3件（番号14、15、16）の内容を順番に見てみたい。

① 番号14

番号14はワロンの社会党の提案である。その趣旨説明書（1061/001）は、義務教育が子どもたちにあらゆる機会を与えることを目的と

していること、また、すべての子どもには教育への権利があることを出発点としている。その一方で、授業や教育活動を欠席する子どもたちには学業の遅滞が累積する恐れがあり、また、あらゆる努力にもかかわらず、社会的出自が学校教育の経路における決定要因であり続けているとして、問題の構図を示している。

その具体的な様相は、職業高等研究所のI. Nicaiseらによるフランデレンの調査研究（Nicaise et al. 2003）に基づき、次のように明らかにされている。2歳半から3歳で保育学校に通っていない幼児は16%であるが、外国籍の幼児の場合は36%にのぼる。こうした子どもは保育学校に入学する年齢も高く、より多くの場合、遅滞を伴う。保育学校年長組からの入学の場合、その遅滞を取り戻すことは困難である。年長組では、約4%の子どもが遅滞を伴っているが、学歴の低い親の子どもの場合10%に、外国籍の子どもの場合は15%に達する。

保育学校の年長組は子どもたちに初等学校の第1学年のために準備をすることをねらいとしているが、このまさに第1学年が一定数の子どもたちにとって躓きの石になってしまう。第1学年においてすでに9%の児童に遅滞が認められる。同学年において、高い資格を持つ親に比べて低い学歴の親の子どものリスクは10倍に上る。中等学校の第1学年では学習遅滞の割合は40%に達し、10人に1人は無資格のまま離学する。学歴の低い親の子どもの場合はその割合は4人に1人であり、移民の場合は6人に1人である。

保育学校における社会的不平等に関する最近の数字によると、保育学校に通わない子どもたちの親は就労していない者である。母親の不就労と子どもの学業遅滞には密接な関係がある。母親が就労していない子どもはよい成果を得る割合が低い。

以上のデータを踏まえ、5歳から毎日保育学校に通うべきとの結論を示した。

② 番号15

本法案はエコロジー政党のグローエン（Groen）による初の提案である。Groenもワロ

ンの政党である。その趣旨説明書(1075/001)では、先の番号12の法案と同じくルーヴェン・カトリック大学(UCL)の調査研究を参照し、次のように述べている。

学業失敗は不安定な環境にいる子どもたちを特に脅かす。初等学校での落第と中等教育段階における職業教育系統への「流刑」がより頻繁に行われる。こうした子どもたちやその家庭にとっての障害の一つは、学校のコードの理解と適用であり、学校が彼(女)らに期待するものや学習の仕方を理解することである。もう1つは明らかに教授言語である。家庭において学校での言語を話さない子どもたちは小学校の開始から重大な遅滞が明らかになる。質の高い就学前教育はこうした学習を容易にし、あらかじめ備えさせることができる。

一方、ベルギーは4歳以上の就学率99.1%に上り(EUの平均は92.3%)、「ヨーロッパの優等生」であるとしつつも、より大きな目標、すなわち、すべての子どもの機会の均等を目指すべきであるとして、義務教育の開始を5歳とすることの妥当性を導き出している。

さらにUCLの研究を再び参照し、保育学校の役割は重要であるとして、5歳からの就学は必要な措置であるが十分な措置ではないと述べ、義務教育の開始を5歳に引き下げると並行して、保育学校に登録する義務を3歳からとすることを提案している。

③ 番号16

番号16の法案は、フラームス・自由民主党(VLD)と改革運動(MR)の2党による提案である。いずれもフランデレンの自由主義系の政党である。同法案は、先述の通り、議会への提出と失効を繰り返しているが、番号2にまでさかのぼる最も古いものである。

その趣旨説明書(1086/001)によると、本法案の趣旨は子どもを就学させるか否かを定める親の自由を妨げることでも、保育学校の年長組を「初等学校化」することでもないとしたうえで、先行研究を踏まえ、保育学校への就学は後の就学期間にとって成功の一因であり、保育学校に通い始める年齢が高いほど後の学校教

育における適応、したがって学習の困難が大きくなるとの理解を示している。

次に、社会的出自が子どもの学校教育の過程における決定要因であり続けているという現状の問題を指摘しているが、その根拠となるデータは労働高等研究所の調査であり、先の社会党のものと全く同じである。

さらに、保育学校の年長組は初等学校の第1、第2学年とともに5-8学習期として1つの教育上のまとまりを構成しているため、義務教育の開始年齢を引き下げることで、その一貫性を強化することもできる、としている。この理由は法案12でも挙げられていたものである。

(c) コンセユ・データの意見書

コンセユ・データでは、下院議長からの依頼を受け、2018年4月30日付で意見書(0051/002)を提出している。

同書は、教育に関する連邦と各共同体の権限関係を整理したうえで、主に教育への権利と教育の自由という極めて重要な理論的課題に義務教育開始年齢問題を位置付けつつ意見を述べている。その判断の基準となるのは、権限関係においても、教育の自由と義務教育の関係においても、「均衡」(proportionnalité)という考え方である。

まず、連邦と共同体の権限関係については、連邦の権限が義務教育年齢の引き下げを含むものであるものの、就学を規定したりそれを強制したりするものではないことを確認したうえで、義務教育年齢の引き下げは、教育を管轄する共同体の権限の行使に重大な影響を及ぼすものであると判断している。連邦の立法府は、5歳からの義務教育の制定が、子どもの利益や教育への権利の観点から必要であり、また、この新たな義務が均衡のとれたものであるかどうかを評価することができるかと判断している。ここでは、「均衡」は、一般に言う「比例原則」、すなわち、ある権力が他の権力の権限行使を不可能にしたり又は著しく困難にしたりするようなやり方で自らの権限を行使してはならない、という原則(武居2017:1077)として用いられ

ている。

次に、親の教育の自由と義務教育の関係については、義務教育が、原則として、憲法に保障される教育の自由を制約するものであることを確認したうえで、一方で、その自由は、子どもに対してその教育への権利を親が拒否する権利を意味するものではなく、教育への権利は親の選択の自由を制約できるとも判断している。その上で、義務教育が個人の自由や親の思想的教育的自由を制約するものであるから、それが子どもの利益や保護という目的を実現するために、その手段がふさわしいものであること、つまり、目的と手段の「均衡」を十分に正当化すべきであると判断している。

一方、コンセイユ・デタは、一定数の子どもが就学の時点で遅滞を伴っているという議論のみで義務教育年齢の引き下げを正当化することはできないとも指摘する。というのも、この議論は、結局、常にさらに義務教育の年齢を引き下げることに行き着くからである、とも述べている。

この点で、5歳からの義務教育の設定は、大多数の5歳がすでに保育学校に通っていることが明らかであることも考慮すると、不均衡な措置であるとみなされうるものではない。この文脈では、保育学校への就学義務であっても（ベルギーはこれに該当しないが）、親の教育の権利を奪うものではない、との判断を示している。

他方で、3歳からの義務教育については、最も若い場合、32か月で義務教育に服することになり、そうした場合の、措置の目的と手段が均衡がとれているものか、その目的を達成するために別の手段がないか、十分に検討する必要があるとの判断を示している。

(d) 教育等委員会の報告書

下院の教育等委員会では、上記のコンセイユ・デタの意見書を受けて、教育を管轄する各共同体に書面での意見を求めた。2018年の6月11日にフランス語共同体、7月9日にドイツ語共同体、翌年2月12日にフランデレン共

同体から意見が提出され、直後の2月19日に審議が行われ、全一致で委員会案が承認されている。その報告書(0051/005)をもとに、審議の内容を検討したい

委員長は、議会の大多数は義務教育年齢の5歳への引き下げに賛成であることを確認したうえで、委員会の各委員からの発言を求めている。発言者は報告書の報告者であるL. Dierick (CD&V)も含めて、C. Fonck (cdH), K. Lalieux (PS), V. Caprasse (DéFI), G. Vanden Burre (Ecolo-Groen), F. Wilrycx (Open Vld), B. Wollants (N-VA), Y. Casier (sp.a)の計8名である。

法案を提出している政党の委員の発言はこれまで見てきたものと内容的に重複するため、ここでは法案を提出していない政党の委員の発言に主に着目したい。具体的には、フラームス・キリスト教民主党(CD&V)と新フラームス同盟(NVA)の委員である。両党はいずれもフランデレンの政党であり、特に前者は、先に見たように、2014年の段階では義務化ではなく誘導策を主張していた政党である。

Dierick (CD&V)は委員会報告書の報告者であるが、フラームス・キリスト教民主党の考え方もここで述べている。同氏は、CD&Vは「できる限り多くの幼児が学校教育に参加する」ことには賛成する一方で、義務教育年齢の引き下げはそのための方策のうちの一つであるとも位置付けている。また、ベルギー憲法は教育の自由、親の選択の自由を明記しており家庭における教育も認められていることを確認する。その上で、フランデレン共同体では「フランデレン幼児教育アクションプラン」を定めて、子どもたちが幼児学校に規則正しく通えるように親の「意識化」を高める施策を実施しており、5歳児の99%は幼児学校に通っているとしてその成果を強調している。したがって、義務教育年齢の引き下げは各共同体の就学奨励策を伴わなければならないが、義務教育年齢の引き下げはターゲットとなる親を納得させることに寄与するので、CD&Vは法案に賛成する、とまとめている。

B. Wollants (N-VA) は、地域政党らしく、連邦法を実施するのは各共同体であるから各共同体の意向を確認することが重要であるとしたうえで、同法の施行に伴う予算額が明確ではないため、会計検査院の意見を求めること、また、コンセイユ・デタの意見書を踏まえて、3歳からの義務教育は支持しない旨を明確にしている。

なお、法案を提出している者の中から、社会党の K. Lalieux の発言を取り上げておく。同氏は、上院の子どもの貧困に関する報告書 (La commission des matières transversales 2016) を参照し⁽¹²⁾、義務教育の開始年齢を3歳に引き下げることの重要性を主張しつつも、本案件が議会に提出されたから15年も経過しており、5歳からの義務教育が「唯一の可能な妥協案」として、残念ではあるが、「この小さな一歩」が実現されることが望ましいとして発言を締めくくっている。この発言に見られるように、義務教育の開始年齢を引き下げることあたり、全員が妥協できる点が3歳ではなく5歳であったと見ることができる。

(e) 本会議における審議

委員会で承認された法案は2019年3月14日に下院本会議に提出され、同日の審議により可決・成立している。最後に、議事録 (CRIV 54 PLEN 274) をもとに、本会議での審議を簡単に見ておきたい。

発言者は Fonck (cdH), Lalieux (PS), Clarinval (MR), Casier (sp.a), Caprasse (DéFI), Wollants (N-VA), Cheron (Ecolo-Groen) の7名である。まず、教育等委員会の委員長である Fonck から趣旨説明があり、続いて、6名が発言している。議員からの発言は、基本的に各法案の趣旨及び教育と委員会での発言と同様である。

興味深いのは、ここでも Lalieux による発言である。同氏は、教育等委員会での発言と同様に、最初の一步として同法案の成立を喜びたいとしつつも、「15年もの歳月が失われた」として、その原因を、フランデレン共同体が義務教

育に関する意見書を連邦議会に提出するのに15年もかかったことに求めている。さらに、フランス語共同体政府は3歳からの義務教育に賛成であるとして、フランデレン共同体の消極的態度を批判している。

4. 3歳からの義務教育の可能性

最後に、先の法案一覧 (表1) の中で残されたもの、すなわち、3歳からの義務化の法案を検討しておきたい。2019年法の成立以降に提出された番号18～20の3件はいずれも3歳からの義務教育を求めるものである。

2019年法の審議過程においても、3歳からの義務教育を求める案がしばしば提出されている。成立に至った番号12の法案においても改正案 (0051/004) として3歳からの義務教育が出されており、2019年3月14日の本会議においても社会党連合から3歳に変更する改正案 (0051/007) が出されている。また先に見たように、5歳からを求める法案においても3歳からの保育学校への登録を求めるものもあった (1075/001, p.6)。

番号18～20のうち、番号19は13の再提出版、番号20は17の再提出版である (ただし、加筆修正されている)。

① 番号18

番号18はワロンの社会党の提案である。その趣旨説明書 (0261/001) では、義務教育年齢の5歳への引き下げに関する法律が成立したことは喜ばしいことであるとしつつも、社会党はより一層野心的な目標を定める法律を提案するとしている。

その理由として、Degraef (2014) 及び Gautier et Hullebroeck (2015) を参照し、数多くの研究ができるだけ早くから学校環境に通うことが後の学校教育の行程のために重要であることを示していることをあげている。フランス語共同体では、3歳から5歳の幼児の保育学校への登録率は90%を超えているが、社会経済的に不安定な家庭の子どもたちは保育学校に通い始める年齢が比較的遅く、またそうした環境の子どもたちは、登録しているにもかかわらず

B. Wollants (N-VA) は、地域政党らしく、連邦法を実施するのは各共同体であるから各共同体の意向を確認することが重要であるとしたうえで、同法の施行に伴う予算額が明確ではないため、会計検査院の意見を求めること、また、コンセイユ・デタの意見書を踏まえて、3歳からの義務教育は支持しない旨を明確にしている。

なお、法案を提出している者の中から、社会党の K. Lalieux の発言を取り上げておく。同氏は、上院の子どもの貧困に関する報告書 (La commission des matières transversales 2016) を参照し⁽¹²⁾、義務教育の開始年齢を3歳に引き下げることの重要性を主張しつつも、本案件が議会に提出されたから15年も経過しており、5歳からの義務教育が「唯一の可能な妥協案」として、残念ではあるが、「この小さな一歩」が実現されることが望ましいとして発言を締めくくっている。この発言に見られるように、義務教育の開始年齢を引き下げにあたり、全員が妥協できる点が3歳ではなく5歳であったと見ることができる。

(e) 本会議における審議

委員会で承認された法案は2019年3月14日に下院本会議に提出され、同日の審議により可決・成立している。最後に、議事録 (CRIV 54 PLEN 274) をもとに、本会議での審議を簡単に見ておきたい。

発言者は Fonck (cdH), Lalieux (PS), Clarinval (MR), Casier (sp.a), Caprasse (DéFI), Wollants (N-VA), Cheron (Ecolo-Groen) の7名である。まず、教育等委員会の委員長である Fonck から趣旨説明があり、続いて、6名が発言している。議員からの発言は、基本的に各法案の趣旨及び教育と委員会での発言と同様である。

興味深いのは、ここでも Lalieux による発言である。同氏は、教育等委員会での発言と同様に、最初の一步として同法案の成立を喜びたいとしつつも、「15年もの歳月が失われた」として、その原因を、フランデレン共同体が義務教

育に関する意見書を連邦議会に提出するのに15年もかかったことに求めている。さらに、フランス語共同体政府は3歳からの義務教育に賛成であるとして、フランデレン共同体の消極的態度を批判している。

4. 3歳からの義務教育の可能性

最後に、先の法案一覧 (表1) の中で残されたもの、すなわち、3歳からの義務化の法案を検討しておきたい。2019年法の成立以降に提出された番号18～20の3件はいずれも3歳からの義務教育を求めるものである。

2019年法の審議過程においても、3歳からの義務教育を求める案がしばしば提出されている。成立に至った番号12の法案においても改正案 (0051/004) として3歳からの義務教育が出されており、2019年3月14日の本会議においても社会党連合から3歳に変更する改正案 (0051/007) が出されている。また先に見たように、5歳からを求める法案においても3歳からの保育学校への登録を求めるものもあった (1075/001, p.6)。

番号18～20のうち、番号19は13の再提出版、番号20は17の再提出版である (ただし、加筆修正されている)。

① 番号18

番号18はワロンの社会党の提案である。その趣旨説明書 (0261/001) では、義務教育年齢の5歳への引き下げに関する法律が成立したことは喜ばしいことであるとしつつも、社会党はより一層野心的な目標を定める法律を提案するとしている。

その理由として、Degraef (2014) 及び Gautier et Hullebroeck (2015) を参照し、数多くの研究ができるだけ早くから学校環境に通うことが後の学校教育の行程のために重要であることを示していることをあげている。フランス語共同体では、3歳から5歳の幼児の保育学校への登録率は90%を超えているが、社会経済的に不安定な家庭の子どもたちは保育学校に通い始める年齢が比較的遅く、またそうした環境の子どもたちは、登録しているにもかかわらず

ず、通学が規則正しいものでもない。

こうした問題に対処するため、最も恵まれない子どもたちの通学を増加させるために、3歳からの義務教育を提案するとしている。

② 番号 19

本法案は、番号 13 の再提出版であるが、提案者はフランス語民主戦線（FDF）からデフィ（DéFI、ワロンの地域政党）に代わっている。

その趣旨説明書（0286/001）では、就学前教育の年数と後の学業成績には一定の相関関係にあるとする OECD の調査を参照したうえで、2011 年 4 月 15 日にはフランスの上院において社会党議員から 3 歳からの義務教育の法案が提出されており、言語の習得と抽象的思考への接近に関して、早くから（2 歳半から）の就学は、もっとも恵まれない児童、外国籍や移民の子どもにとって非常に効果的であり、逆の場合は、学業失敗の負の連鎖から抜け出すのは容易ではない、としている。

なお、法案は 2019 年から実施されるフランスの 3 歳からの義務教育の例に倣うものであることも明記されている⁽¹³⁾。

③ 番号 20

本案は、フランデレンの社会党連合からの提案である。その趣旨説明書（1318/001）によると、本法案は 1983 年法の定める義務教育をいかなる方法であっても通学の義務という真の義務に変更することを狙いとするものではないとしたうえで、この規定を新しい考え方に適合させようとするものであると述べている。しかし、その一方で、フランデレン共同体では、Vandenbroucke 教育相時代に、半日単位で 220 回の幼児学校への出席を初等学校への入学条件としたとして、その政策の成果を強調している。

本法案において注目されるのは、コンセイユ・デタの意見書への対応が提案されている点である。3 歳からの義務化は親の選択の自由との均衡を超えた侵害ではなく、反対に、教育への権利と後の年齢での個人の開花への権利を保障するものであると主張する。というのも、3 歳児はフランデレン共同体では 97.2% が、フ

ランス語共同体でも 93% がすでに学校に登録しており、親の大半はそれを選択の自由への侵害とは見なしていない。さらに、各共同体によって定められる具体的な方法は改めて均衡の原則に適うものでなければならないが、3 歳からの義務教育はその後の年齢における質の高い教育への権利を保障するための条件である、とまとめている。

おわりに

本論は、2019 年法の審議過程を振り返り、義務教育開始年齢を 5 歳に引き下げる法律の立法者意思を明らかにすることを課題とした。「はじめに」で述べたように、ベルギーは、諸外国の中でも幼児教育の就学率が最も高い国の一つであり、同じフランス語を公用語とする国々が次々と 4 歳から、さらには 3 歳からの義務教育を実現したのに対し、なぜ 5 歳なのかを明らかにしようと試みた。

そもそも幼児教育の義務化を求める議論自体は、教育の機会の均等の原則の徹底、その裏返しとしての社会的不平等の是正を根拠としており、幼児期の教育がその後の教育の基盤となることからその重要性が指摘されることも諸外国と大差ない。

その一方で、ベルギーに特徴的なのは、憲法に明記される教育の自由、そのコロールリーとしての親の教育選択の自由であり、もう一つは連邦制という国家制度に規定される点である。連邦議会での議論にしばしば登場したのは、今回の改正は義務教育の始期に関する問題であり、就学義務ではないという点であり、その前提として、親の教育の自由を妨げるものではないことが繰り返し唱えられた。また、教育は基本的に各共同体の管轄であるにもかかわらず、義務教育の始期と終期の決定は連邦の所管範囲にあることから、フランデレンとワロンの協調が不可欠となる。連邦制に移行するほど両者は緊張関係にあるにもかかわらず、義務教育の始期については両者の合意がなければ前進しない。そしてこの 2 つの課題において調整原理として登場するのが均衡の原則であった。コンセイユ・

データの意見書により、立法府で議論は3歳ではなく5歳からの義務教育に収斂していくことになるが、その決め手となったのが均衡の原則であり、他国では、少なくとも幼児教育の義務化の論理においては、あまり見ない原則である。

さらに言えば、こうした議論の結果、義務教育の引き下げは5歳にとどまったが、ワロンの社会党の提案（番号14）において、保育学校年長組からの入学では学習の遅滞は取り戻せないとの調査結果を参照しつつも、5歳からの義務教育を結論と示すところに象徴的に表れているように、その論理は明確とはいえない。

2019年の法律成立以降、3歳への引き下げを求める法案が繰り返し提案されているが、2019年の選挙後の連邦政府の組閣には1年以上の歳月を要している。ベルギーではしばしば分裂の危機が叫ばれるが、近年のこの尋常でない事態を見ても、今後、3歳への引き下げの議論が進むのは容易ではないと思われる。

注

- (1) フランスについては藤井（2021）、スイスについては藤井（2016）、ルクセンブルクについては藤井（2022）をそれぞれ参照願いたい。
- (2) 2019年3月11日付の下院教育等委員会報告書に見える V. Caprasse (DéFI) の発言（0051/005 : 10）。
- (3) ベルギー憲法については佐藤竺編（2016）を参照。
- (4) フランデレン共同体の義務教育制度については、義務教育（www.vlaanderen.be/en/compulsory-education）及び家庭での義務教育の履行（www.vlaanderen.be/en/home-education-for-children-of-compulsory-schooling-age）に関する同共同体政府のホームページを参照。
- (5) 実数については、2013-14年度で見ると885人であり（Gautier et Hullebroeck 2015 : 50）、ごく少数であるといえる。
- (6) 法律はベルギーの官報 *Moniteur Belgique* 02.05.2019 の p.42561 に掲載されている。
- (7) 1988年以降の議会資料で検索ができる。www.dekamer.be/kvvcr/showpage.cfm?section=/search/searchdatabase&language=fr&cfm=/site/wwwcfm/search/search_new.cfm?db=FLWB（最終アクセス 2022年10月9日）。
- (8) また、法案には、冒頭にその旨が記載されている。
- (9) 委員会の正式名称は *Commission de la politique scientifique, de l'éducation, des institutions scientifiques et culturelles nationales, des classes moyennes et de l'agriculture* であるが、本論では便宜上、「教育等委員会」とする。
- (10) なお、連邦立法権については、憲法第36条により、その権限は国王、下院及び上院により共同で行使されると定められている。一方、2019年法は、第1条において、本法がベルギー憲法第74条に定める事項に係る旨が記されている。第74条では「第36条の例外として、連邦立法権は第77条及び第78条に記載のもの以外の諸事項について国王及び下院により共同で行使される」と明記されており、本法の審議に関しては下院のみで行われている。
- (11) 上院でも1件だけ法案が提出されている。2008年3月18日付の *Proposition de loi modifiant la loi du 29 juin 1983 concernant l'obligation scolaire, afin de l'instaurer à partir de l'âge de cinq ans* (4-649/1) である。提案者は社会党の議員である。
- (12) 貧困問題は各法案の趣旨説明書ではあまり前面に出てきていないが、学習遅滞の背景として着目すべき問題である。議会資料としては、2016年2月1日付で上院に子どもの貧困に関する報告書が提出されており、その中では3歳からの義務教育が提言されている（*La commission des matières transversales* 2016 : 97）。また、フランス語圏共同体の議会にも同年同月の17日付で報告書が提出されており、具体的な年齢の明示はないものの義務教育開始年齢の引き下げが提案されている（Vienne 2016）。一方、欧州委員会の社会的包摂に関する国別報告書においても、質の高い幼児教育へのアクセスの保障が課題として提起されている（Schepers and Nicaise 2014）。なお、EUにおける子どもの貧困問題についてはデイリー（2018）を参照。
- (13) 委員会報告書においても、Y. Casier (sp.a)

3歳からの義務教育はフランスでは実現されており、ベルギーにおいても実現できるはずだと発言している (p.13)。

参考文献

- 泉千勢・三ッ石行宏 (2007) 「世界の保育カリキュラム (1) 経験による教育 (ベルギー)」『社会問題研究』57(1), pp.157-178.
- ヴァンデンブロック・ミシェル (2016) 「ヨーロッパ・ベルギーにおける保育の研究と実践と政策」『保育学研究』54(3), pp.44-50.
- 小野順子 (2009). 「幼保一元化に関する考察 (I) ~ベルギーの保育事情を通して~」『中国学園大学紀要』8, pp.117-126.
- 小野順子 (2010). 「幼保一元化に関する考察 (II) ~ベルギーの保育事情を通して~」『中国学園大学紀要』9, pp.81-91.
- 小野順子 (2011). 「幼保一元化に関する考察 (III) ~ベルギーの保育事情を通して~」『中国学園大学紀要』10, pp.191-198.
- 佐藤竺編 (2016) 『ベルギーの連邦化と地域主義補巻 (資料集)』(研究所資料 No119), 地方自治総合研究所
- 正鉢朝香 (2009) 「ベルギー政治の不安定化と連邦制—「非領域性原理」の後退から考える—」『京都産業大学論集 社会科学系列』26, pp.171-186.
- 作内由子 (2018) 「第4章 柱状化社会」津田由美子他編著『現代ベルギー政治 連邦化後の20年』所収, ミネルヴァ書房, pp.76-96.
- 津田由美子・松尾秀哉・正鉢朝香・日野愛郎編著 (2018) 『現代ベルギー政治 連邦化後の20年』ミネルヴァ書房
- デイリー・メアリ (原伸子訳) (2018) 「EUにおける「子どもの貧困」問題」『大原社会問題研究所雑誌』711, pp.6-18.
- 武居一正 (2017) 「ベルギー憲法裁判所の新権限: “連邦への忠誠” 統制について」『福岡大学法学論叢』61(4), pp.1071-1102.
- 藤井穂高 (2022) 「ルクセンブルクにおける幼児教育の義務化」『筑波大学教育学系論集』46(2), pp.17-31.
- 藤井穂高 (2021) 「フランスの幼児教育—学校教育の臨界—」『比較教育学研究』63, pp.18-32.
- 藤井穂高 (2016) 「スイスにおける幼児教育義務化の経緯と論理—フリブール州を事例として—」『筑波大学教育学系論集』40(2), pp.1-16.
- 松尾秀哉 (2010) 『ベルギー分裂危機 その政治的起源』明石書店
- 三竹直哉 (1995) 「連邦制ベルギーの国家とアイデンティティ」『国際政治』110, pp.114-127.
- 文部科学省 (2017) 『世界の学校体系』ぎょうせい
- 吉永安里 (2018) 「幼小の読みの指導の差異性と共通性—日本, アメリカ, ベルギーの事例検討から—」『読書科学』60(3), pp.138-155.
- 渡辺樹 (2008) 「ベルギーの政党政治と合意形成」『レファレンス』平成20年3月号, pp.5-28.
- Brusselmans-Dehairs, C. (2015). Belgium, in Hörner, W. et al. (eds), *The Education Systems of Europe*, Second Edition, Springer, pp.99-116.
- La commission des matières transversales (2016). *Rapport d'information concernant la nécessaire collaboration entre l'autorité fédérale, les Communautés et les Régions en vue de développer une approche commune dans la lutte contre la pauvreté infantile dans notre pays*, 6-162/3, Sénat de Belgique.
- Dautrebande, V. (2008). *L'école obligatoire à 5 ans : solution contre l'échec scolaire et facteur d'intégration sociale ?*, Union des Fédérations des Associations de Parents de l'Enseignement Catholique.
- Degraef, V. (2014). *Ecole maternelle, pauvreté et diversité. Etat des lieux et des connaissances*, <http://hdl.handle.net/2078.3/150990>.
- European Commission (2020). *Commission Staff Working Document, Country Report Belgium 2020*.
- European Commission/EACEA/Eurydice (2019). *Compulsory Education in Europe – 2019/20. Eurydice Facts and Figures*. Publications Office of the European Union.
- Gautier, G. et Hullebroeck, P. (2015). *L'obligation scolaire, le défi de l'émancipation*, Ligue de l'Enseignement et de l'Éducation permanente.
- Gauthier, S. (2019). *L'obligation scolaire à 5 ans : Un*

- rempart contre les inégalités?* Fédération des Associations de Parents de l'Enseignement Officiel.
- Mangez, E., Joseph, M., et Delvaux, B. (2002). *Les familles défavorisées à l'épreuve de l'école maternelle*, CERISIS – UCL.
- Nicaise, I. Groenez S., Van Den Brande, I. (2003). *Cijferboek sociale ongelijkheid in het Vlaamse Onderwijs. Een verkennend onderzoek op de Panelstudies van Belgische Huishoudens*, LOA-rapport, n° 10.
- OECD (2017). *Starting Strong 2017: Key OECD Indicators on Early Childhood Education and Care*, OECD Publishing.
- Schepers, W. & Nicaise, I. (2014). *Investing in Children: Breaking the cycle of disadvantage, A Study of National Policies, Country Report-Belgium*, European Union.
- Service de la Recherche du Secrétaire général (2013). *Les cultures de redoublement en Europe*, Faits & Gestes, 40, Fédération Wallonie-Bruxelles.
- Van Laere, K. (2017). *Conceptualisations of Care and Education in Early Childhood Education and Care*, Ghent university.
- Vienne, C. (2016). *Rapport sur la pauvreté infantile et juvénile en Fédération Wallonie-Bruxelles*, 244 (2015–2016), n°1, Parlement de la Communauté Française.
- Nusche, D. et al. (2015). *OECD Reviews of School Resources: Flemish Community of Belgium 2015*, OECD Publishing.

Compulsory Education at the Age of 5 in Belgium: Consideration of the Legislative Intent of the 2019 Act

Hodaka FUJII

The aim of this paper is to examine the deliberative process of the 2019 law and to identify the legislative intent to enact the law to lower the age in starting compulsory education at the age of 5. As mentioned in the introduction, Belgium has one of the highest enrollment rates in early childhood education in comparison to other countries, and we attempted to clarify why compulsory education starts at the age of 5, whereas countries with French as the official language have successively achieved compulsory education from age 3 or 4.

The argument for compulsory early childhood education itself is based on the principle of equal educational opportunities and the correction of social inequalities, and as it is the foundation for later education, the importance of early childhood education is not much different from that of other countries.

On the other hand, what is unique to Belgium is the freedom of education enshrined in the Constitution and the freedom of parents to choose their own educational path for their children. Often appearing in the discussions in the Federal Assembly was the argument that the amendment was a matter concerning the beginning of compulsory education and not the obligation to attend school, and as a premise for this argument, it was repeatedly advocated that the amendment would not interfere with the freedom of parents to educate their children by themselves. In addition, even though education is basically under the jurisdiction of each community, the beginning and end of compulsory education is within the jurisdiction of the federation, which makes the coordination between Flanders and Wallonia essential. Despite the fact that the relationship between the two is strained to the point of transition to a federal system, no progress can be made without their agreement on the beginning and end of compulsory education. And it was the principle of proportionality that emerged as the coordinating principle in these two issues. With the Conseil d'Etat opinion, the debate in the legislature converged on compulsory education starting at age 5 instead of 3, but it was the principle of proportionality that was the deciding factor, a principle not often seen in other countries, at least in the discussion of compulsory early childhood education.